

国際ロータリー第 2600 地区米山学友会会則

改正 2005 年 3 月 6 日

[名称]

第1条 本会は、国際ロータリー第 2600 地区米山学友会(以下「米山学友会」と称する。

第2条 本会の主な連絡先は会長の下におく。

[目的]

第3条 本会は、元及び現米山奨学生間の交流を通じて親睦及び互助を促進すると共に、国際親善及び世界の平和に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、財団法人ロータリー米山記念奨学会の事業の発展に寄与することを目的とする。

[会員]

第5条 本会は、正会員、準会員、特別会員及び名誉会員をもって構成する。

- 1) 正会員は、元第 2600 地区米山奨学生（日本国内に在住）と現第 2600 地区米山奨学生とする。
- 2) 特別会員は、元第 2600 地区米山奨学生（日本以外に在住）とする。
- 3) 名誉会員は、本会の目的に賛同し、会の発展及び活動に援助・協力するロータリアンで本役員会の決議を経た者とする。
- 4) 現在第 2600 地区に在住しているほかの地区の元米山奨学生は本会目的に賛同し、本役員会の決議を経て、正会員になれる。

第6条 正会員は入会する際 3000 円の入会費を納付するものとする。

第7条 本会の趣旨に反する会員に対して、本役員会の決定を経て、会員資格を取り消すことができる。

[組織]

第8条 本会は、次の役員を置く。

- 1) 会長 1 名（本会を代表し、会務を総括する）
- 2) 幹事 若干名(親睦、国際交流、庶務、会計)
- 3) 監事 2 名(1 名はロータリアン)
- 4) 相談役 1 名(ただし、会長経験者を有資格者とする)
- 5) 顧問 若干名（名誉会員、会長がこれを委嘱する）

第9条 会長、幹事及び顧問は正会員と準会員より推薦し、第 2600 地区米山奨学委員会が承認し、総会において議決する。任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 本会は、第 2600 地区米山奨学委員会の管掌を受けるものとする。

[会議]

第11条 総会は毎年 1 回開催し，臨時総会は役員会が必要と認めたときに開催する．

第12条 総会では次のことを審議する．

- 1) 米山学友会の会則の修正と事業計画の制定
- 2) 米山学友会の活動内容、予算及び決算の審議
- 3) その他、本会の運営上、重要な事項

第13条 第 2600 地区の地域条件を考慮し，米山学友会に関する審議と会議などではできるだけ E-mail などメーリングリストを利用して行う．

[補則]

第14条 本会の事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする．

第15条 本会則の施行に当って細則を別に定める．

第16条 本会則の改正に当っては、第 2600 地区諮問委員会の承認を必要とする。

2004 年 3 月 7 日制定

2005 年 3 月 6 日改正